

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



国民健康保険の資格関係書類の送付について

●資格確認書をご利用の方

古い資格確認書は7月31日で有効期限が切れます。古い資格確認書等は処分し、新しい資格確認書(水色)で受診してください。【有効期限】令和8年8月1日～令和9年7月31日

●70歳未満でマイナ保険証ご利用の方

ご自身のマイナ保険証で受診してください。資格情報のお知らせについては既に発行済みの方は交付されませんのでご了承ください。

資格確認書

資格情報のお知らせ (資格情報通知書)

70歳以上の方

負担割合の記載がされた資格情報のお知らせまたは資格確認書が毎年交付されます

70歳以上の方は、所得などに応じて自己負担割合が変わるため、自己負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が毎年7月に交付されます。

75歳になると

「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

75歳になると、後期高齢者医療制度の資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。75歳になる年度は、国保の有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。

この部分を切り取りマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

入院や外来で高額な診療を受ける皆さんへ

資格確認書をお持ちの方

『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』(以下「認定証」)を資格確認書と一緒に提示すると、入院でも外来でも個人単位で一医療機関の窓口負担(保険適用分)が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

限度額は、年齢や所得区分により異なります。あらかじめ保険課で認定証の交付申請をお願いします。

認定証の発行期日は、申請月の1日からです。

毎年8月に適用区分の見直しがあるため、認定証の有効期限は、毎年7月31日となっています。引き続き必要な場合は、再度申請手続きをしていただく必要があります(自動更新ではありません)。

(注) 国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を利用することで、入院でも外来でも個人単位で一医療機関の窓口負担(保険適用分)が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。原則認定証の交付は行っておりませんが、以下に該当する方は申請をお願いします。

・システムが導入されていない医療機関等にかかる場合

・過去12か月に90日を超える長期の入院をされていて、食事代が減額の対象になる場合

(注) 国保税を滞納していると、限度額の適用を受けられない場合があります。

住民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額について

住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「マイナ保険証」を利用、または事前に申請し交付された「認定証」を提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が90日を超える場合は、申請をすることで食事代がさらに減額されます。申請をした月の翌月から対象となりますのでお早めにご申請ください。

6月中旬に送付した「国民健康保険税納税通知書」について、封筒の差出人欄中に一部誤字がありましたことをお詫び申し上げます。